

公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団（以下「財団」という。）が作成する印刷物等に広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定め、もって、財団の財源確保を図ることを目的とする。

(広告の種類)

第2条 広告掲載は、次に掲げるもののうち、理事長が適当と認めるものについて行う。

- (1) 財団が作成する印刷物又は刊行物
- (2) 財団がインターネット上に公開しているホームページ(以下「財団ホームページ」という。)
- (3) その他広告掲載が可能と認められるもの

(広告主の制限)

第3条 財団は、次に掲げるものを広告主としない。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している者
- (3) 県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）及び自己の団体の役員等が、暴力団等である者
- (5) 都道府県税を滞納している者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び類似の営業を行う者、並びに専らこれらの営業で利用される設備、機械器具、物品を製造若しくは販売する者
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に定める貸金業に該当する業を行う者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者並びに美容施術を行う者
- (9) 興信所、探偵事務所又はこれに類する事業を行う者
- (10) 債権取立て、示談引き受けなどをうたう事業を行う者
- (11) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (12) 個人（事業を営む個人を除く。）
- (13) その他社会通念上好ましくない事例及び行為を行ったことが確認された者など、広告主として適当でないと認められる者

(広告の内容の制限)

第4条 広告掲載をすることができる広告は、財団の広告としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、県民に不利益を与えない中立なもので、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 財団の公共性及び信頼性を損なうおそれがあるもの
- (2) 県民に不利益を与えるおそれがあるもの
- (3) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
- (4) 公序良俗に反しているもの
- (5) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (6) 政治性又は宗教性のあるもの
- (7) 広告の意図、内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 広告主の主義、主張を知らしめるために行うもの
- (9) 個人の氏名を知らしめるために行うもの
- (10) 広告の対象となる広告主の供給する商品又は役務（サービス含む）（以下「商品等」という。）が次のいずれかに該当するもの
 - ア 粗悪なもの
 - イ 人の健康を害するもの
 - ウ 業界団体の自主規制等により年齢制限が設けられているもの
 - エ 非科学的であるもの又は迷信に類するものを根拠とするもの
- (11) 広告の表現又は表示が次のいずれかに該当するもの
 - ア 比較広告（商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として示し（暗示的に示す場合を含む。）、商品等の内容又は取引条件に関して、客観的に測定又は評価することによって比較する広告）に該当するもの
 - イ 差別、名誉き損のおそれがあるもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 不当表示（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項各号に掲げる不当な表示）に該当するもの
 - オ 国、地方公共団体並びにその他公共の機関が、広告主又は広告主の提供する商品等を推奨、保証又は指定している事実がないにもかかわらず、それと誤解させるもの
 - カ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長しているもの
 - キ 威迫し、又は脅迫するもの
 - ク 水着姿や裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの、及びその他わいせつ性や性的羞恥を連想・想起させるもの
 - ケ 残酷な描写や生命・人格を軽んじるもの
 - コ 著しく射幸心を煽るもの
 - サ その他不快感をもよおすもの
- (12) その他広告掲載の対象として適当でないと認められるもの

(広告の募集)

第5条 財団は、本要綱に定める事項のほか、募集の期間その他広告募集のために必要な事項を定め、財団のホームページ又は情報誌等に掲載すること等により、広告を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)により、財団に広告掲載を申込みものとする。

(広告主の決定)

第7条 財団は、第5条の規定により広告を募集し、申込みがあった場合は、申込者及び申込者から提出された広告の案について、第3条及び第4条の規定への該当の有無を審査し、広告主を決定する。

- 2 前項に定める審査の結果、申込者の数が希望する広告の枠数を超える場合は、抽選により、広告主を決定する。
- 3 財団は、前2項の規定により広告主を決定したときは、広告主については広告掲載決定通知書(別記様式第2号)、その他の申込者については広告不掲載決定通知書(別記様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(広告掲載原稿の作成)

第8条 広告主は、広告に掲載する原稿(以下「広告掲載原稿」という。)を作成し、財団が指定する期日までに提出するものとする。

- 2 広告掲載原稿は、完全版下として修正の必要なく印刷に用いることができる電子データとする。
- 3 財団は、提出された広告掲載原稿の内容が、第4条の規定に該当すると認められる場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(掲載料)

第9条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)の額は、当該広告の種類に応じ、別に定める。

- 2 広告主は、掲載料の請求書を受領後、指定する期日までに一括して納付するものとする。
- 3 既に納付された掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由など財団が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。
- 4 前項ただし書の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の中止)

第10条 財団は、広告主又は広告の内容が、それぞれ次の各号に掲げる状態となった場合は、当該広告の掲載の中止をすることができる。

(1) 広告主が第3条に定める広告主の制限に該当することとなったとき

(2) 該当広告の内容が第4条に定める広告の内容の制限に該当することとなったとき

2 前項の場合において、財団は、損害賠償の責を負わない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告掲載に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第6条に定める広告掲載の申込み、第8条に定める広告掲載原稿の作成及び提出並びに第9条に定める広告掲載料の納付に要する一切の経費を負担するものとする。

3 広告主は、財団が前条の規定に基づき広告の掲載を中止したとき及び広告主が自らの責により広告の掲載の取消し、取下げ等をしたときは、当該中止等に伴う広告掲載物件の補正等に要する経費を負担するものとする。

(協議)

第12条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。